令和６年度第２回君津市社会教育委員会議　会議録

１　会議名称：令和６年度第２回君津市社会教育委員会議
２　開催日時：令和６年１２月１９日（木）　午後２時～午後４時
３　開催場所：会場：君津市生涯学習交流センター　１０１会議室
４　公開　　:公開・一部公開・非公開
５　出席者　：委員長　石井委員長
　　委員　　岡部委員、田丸委員、鈴木委員、髙橋委員、三富委員、池田委員
　　事務局　塚越生涯学習文化課長、當眞主幹、布施副課長、小林副主幹、
　　平野管理調整係長、柴田社会教育主事、
　　小野寺中央図書館副館長、平野生涯学習交流センター所長

【布施副課長】
　こんにちは。ただ今から、令和６年度第２回君津市社会教育委員会議をはじめます。本日の出席委員は７名で、君津市社会教育委員会議運営規則第３条第２項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。本日の会議は、君津市審議会等の会議の公開に関する規則第３条により公開となっております。本日、傍聴の方が１名いらっしゃいます。委員長から許可をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

【布施副課長】
　それでは委員長からご挨拶をお願いいたします。

【石井委員長】
　それでは皆さん、改めましてこんにちは。師走のお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。前回の会議の後、本日まで様々な会議や研究大会等がありましたので、主だったものをご報告いたします。
　７月１９日に、千葉県社会教育委員連絡協議会の代議員総会が県総合教育センターで行われ、君津から私と事務局で参加しました。主な議題は年間計画と予算の関係でした。
　１０月２５日に水戸での全国大会で、こちらは後ほどご報告いたします。
　また、１０月２６日に、小櫃公民館の開館５０周年記念式典があり、地元の岡部委員と一緒に参加しました。そこでは公民館のキャラクターの募集ということで、子どもの部と大人の部があり、このようなキャラクターを使って今後小櫃公民館を宣伝していきますと紹介いただきました。
　１１月２日に君津中央公民館の開館６０周年記念式典に参加いたしました。普通、記念式典の進行は、だいたい実行委員会の大人がやりますけど、ここは世代を超えた利用者の皆さんとの連携が素晴らしかったですね。司会進行を高校生２人の生徒さんが行って、非常に斬

新な試みだと思います。来賓の方々からも好評で、石井市長さんも大変喜んでいらっしゃいました。社会教育のあるべき姿の一つではないかなと感じました。

そのほかにも秋の各地区の文化祭とか、皆さんもそれぞれ行かれたところがあるかと思いますので、よかったら後ほどご報告いただければと思います。

それから１１月１１日に、君津地方社会教育委員連絡協議会正副会長会議があり、後ほど事務局からも説明があると思いますが、君津地方の社会教育振興大会の詳細について説明がございました。

それから、１２月５日、県の社会教育振興大会です。総合教育センターで実施され、事務局と私で参加し、決議文の案を私が読み上げさせていただきました。

以上の大会、研究会等が実施されました。今日の協議事項、議題等もかなり重要な案件がございますので、委員の皆さんの忌憚のないご意見を伺えればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【布施副課長】

ありがとうございました。それではこの先の進行は、石井委員長にお願いいたします。

【石井委員長】

はい。それでは報告です。第６６回の全国大会と第５９回の千葉県の社会教育振興大会について、全国大会は私から、県の振興大会は事務局から報告させていただきます。

まず第６６回全国社会教育研究大会ですが、１０月２３日から２５日まで３日間にわたり茨城県水戸市市民会館にて実施されました。全国大会に合わせて、毎年関東甲信越静の社会教育研究大会も持ち回りで行っていますが、今回は茨城が担当で、第５５回の関東甲信越静の社会教育研究大会が同時に開催されました。そのため２泊３日にわたって開催され、君津地方からは事務局と委員合わせて１０名ほどが参加しました。

３日目の２５日は、各分科会が開催され、分科会に４市から出席しました。なお、千葉県の社会教育委員連絡協議会の会長である袖ケ浦の二宮さんが県連を代表しての参加でした。第１分科会から第５分科会まであり、３日目だけでも７００名前後の皆さんが全国からお集まりになっていたということです。

第１分科会は、地域と学校の連携協働。第２分科会が家庭教育の充実支援、第３分科会が若者の主体的活動の促進、第４分科会が社会的包摂の実現、第５分科会が社会教育委員の役割ということで、私は第４分科会の社会的包摂の実現、いわゆる貧困とか、ハンディキャップのある方、あるいは外国人、困難な立場にある子どもたちを取り残さない取組について、社会教育はどのように関わっていったらいいのかという分科会に参加いたしました。

また、後ほどあらためて説明がありますが、1月２６日に君津地方の社会教育振興大会が行われ、この時の記念講演の講師を本日おいでいただいています髙橋委員にお願いし、快くお引き受けいただきました。その関係で、髙橋委員さんが関わってらっしゃる福祉の関係等

もございましたので、私も関連している分科会に出席しました。
　大会のスローガンは「彰往考来」で、意味は「過去を明らかにして未来を考える」ということだそうです。具体的なスローガンは「人をつくり、人をつなぎ、地域をつくる未来の社会教育」で、このスローガンのもとに全国大会が実施されました。以上、雑駁ですけれども、全国大会の報告です。それでは事務局、千葉県の大会を説明願います。

【小林副主幹】
　それでは茨城大会の資料の一番後ろのページをご覧ください。第５９回千葉県社会教育振興大会は１２月５日に千葉県の総合教育センター幕張で行われました。私と委員長の２人で参加しました。裏面にプログラムがありますが、午前中が講座。午後が表彰と事例発表、分科会、閉会行事でした。
　午前中の講座ですが、「生涯学習実践研修会」ということで、明治学院大学教授の坂口緑先生に、「生涯学習とウェルビーイング」というお話をいただきました。ウェルビーイングはご存知の方も多いかと思いますが、良好な関係とか状態とか満足度とかをウェルビーイングというようで、生涯学習を通じてウェルビーイングを上げていきましょうというお話でした。また、少し自由な話し合いの中で出る意見こそが、とても大事な意見だったり、重要な意見だったりするので、目的に向かった話し合いだけではなく、もっと視野を広げて色々な話し合いをしていくことが大事じゃないかというようなお話でした。
　午後の後半は各事例発表で、３つの事例がありましたが、面白いと思ったのが「デジタルで広がる学びの世界」で、高齢者のオンライン交流の可能性でした。高齢者学級は全国各地で色々なことをやっているけども、もっとプログラムを交流したらいいのではないかということで、ネットワークで繋いで、例えば体操を教えるとか、その時体操の先生が１人いて、その講義を全国の高齢者の学級で同じ時間に受けると、そういうこともしているそうです。
　２つ目の家庭教育の支援については、今なかなか家庭教育も人が集まらないけれど、どうしたらいいかということで、市民の皆さんと一緒にプログラムをどう改革していくかというようなお話がございました。以上です。

【石井委員長】
　ありがとうございました。ご質問等ございましたら。よろしいですか。それでは協議に移ります。生涯学習バスの今後のあり方について、事務局説明をお願いします。

【小林副主幹】
　生涯学習バスについては、この社会教育委員会議で何回かご意見をいただいてきたところですが、委員任期の後半に差し掛かってきたということもありますので、ある程度少し目処を立てていきたいと思っているところで、今日新たにご意見をいただければと思っております。今日、全て細かな点を決定するということでありませんが、方向性について皆さん

のご意見をお示しいただければということで、事前に資料も送らせていただいたところでございます。前回の会議で、君津以外の近隣３市の状況はどうかというご意見がありましたので、調べてまいりました。

資料を係長からご説明しますが、生涯学習パスの方向性について、資料には、制度の抜本的な変更ということでは、補助金制度を用いてバスを持たないというような方法もありますし、あるいはパスをやめるという方法もありますし、業務を移管したらとか、現行制度の一部変更、また、今あるものを大切にしながら、変えられるところを少し変えていったらいいのではという方法、また、現行制度のまま、など例を挙げてあります。どのあたりが各委員ご自身の考えに近いのかなどのご意見もいただければと思います。

県内では、全部の市町村がバスを持っているわけではありません。また、サービスがちょっと過剰ではという意見もありますし、逆に、もっと多くの方から貸してほしいという意見もあります。方向性の目処を立てていきたいといと考えている次第でございます。それでは、資料について、係長平野から説明いたします。

【平野係長】

生涯学習文化課の平野です。生涯学習バスは、動く教室として、市民の生涯学習活動を支援する無料の公共バスとして 2 台体制で運行しています。生涯学習バスについては様々な課題があり、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて社会教育委員会議でも解決に向けご協議いただいたご意見を参考に、令和 2 年にバスの運営規則を改定しました。しかし、バスの多種多様な利用希望がある中で、利用に関する問題や経費の問題などがあるため、再び生涯学習バスのあり方を検討しています。資料をご説明します。

（以下、資料説明）

【石井委員長】

ありがとうございました。ご質問、ご意見等を伺いたいと思いますけれども、資料の 1 枚目に、生涯学習バスの課題と方向性の例ということで、制度の抜本的な変更、一部変更、現行制度などがございますので、できれば各委員の皆さん、この方向性について理由を添えてご意見等あれば伺いたいと思います。これは今日ご出席の全ての委員の皆さんにお伺いした方がよろしいかと思います。まずご質問等はいかがでしょうか。

【委員】

私があまりよくわかっていないことなんですけど、この生涯学習バスの導入というのが、どういう意味でされたのか、一番最初の状況がわからないので、ご回答いただけたら。

【小林副主幹】
　はい。おそらく平成１０年ぐらいだったかと思いますが、それまでは「管財バス」ということで、市の方でバスを持っておりまして、その時は、いわゆる公用バスということで、市が使う時だけ使えるようなバスとして運行してましたが、時代もちょっと変わり、幅広く、子ども会とか、婦人会とか、地域の人も使えるバスにした方がいいのではないかということで、その頃に広く門戸を開いて、バスの用途を変え、それに伴って、管財所有だったバスを生涯学習課で持って、広く市民に使っていただくバスに変わった経過があります。

【布施副課長】
　補足いたします。詳細な年数は後ほどご確認させていただくとして、元々君津中央公民館が所管していた公民館バスというのが一台、 昭和 50 年代にはすでに運行をしておりました。今小林が申し上げたように、平成になり、当時行政用に使用していたバスがその他にありました。それまでの中央公民館が所管していた公民館バスと合わせて 2 台体制で生涯学習バスという形に制度変更して運行しました。さらにその後、もう 1 台別に当時市が所有していたバスがあり、そのバスも生涯学習バスとして 3 台になりました。その後、老朽化した 1 台を減らし、現行の 2 台体制になりました。
　元々の公民館バスの頃には社会教育活動を使用目途とする使用、公民館の主催事業などの使用に限って運行していましたが、2 台、3 台体制になったのが、広く生涯学習という言葉が流布した頃で、広く一般の市民団体等にも使えるようにしたという経緯があります。

【石井委員長】
　よろしいですか。

【委員】
　はい。わかりました。私が小学生のころ、陸上競技の大会に行くには確か路線バスに乗ったり、練習試合に行くときは久留里線に乗ったりで、それがどこからお金が出ていたのかはちょっとよくわからないのですが、何らかの形で保護者等が負担していたと思うのですが、ある時ですね、長女が生涯バスに乗ったのを見て、校外学習だったと思うのですが、それで、校外学習にそのようなバスが使われるのだと初めて知りました。平成 9 年生まれですから、大体その頃だと思うのですが、これがどこまで必要なのかというところですね。子どもたちの校外学習に、ちょっとお金をどの程度子どもに対して負担していたのかわからないのですが、かなり負担していただいたのだと思うのですけれども。そういう意味で子どもたちが優先というのも思いますけど、またサークル活動で使うっていうのも、例えば知らない人は使うことができなかったり、私は今までサークル活動でそのようなバスが使えるということも知らなかったので、そういうので、一番最初の状況に戻るというか、本当に必要な状況に戻るというのがいいのではないかと思います。

【石井委員長】
　事務局から、昭和の頃は君津地方公民館の公民館バスがあった、それ以後、平成になって、市役所が持っていたバスを合わせて名前を生涯学習バスにして、今のような利用みたいになっている。そのようなことでいくと、今委員がおっしゃった元に戻る、あるいは本当に必要な状況に沿うというのは、いずれにしても、今の使用の目的などを精査すべきだと思われているということでしょうか。

【委員】
　はい。今の体制で、目的でもっと精査すべきと思います。

【石井委員長】
　では、ほかいかがでしょうか。

【委員】
　質問ですけども、この生涯学習バスの運行形態ですが、バス自体は市で持っていて、運転手さんとか、管理、点検と業務を委託しているということでしょうか。

【小林副主幹】
　民間業者に運転手と運行管理、燃料費等も含めて年間で委託契約を結んでいます。

【委員】
　わかりました。今から 10 年ほど前ですけども、我々、地元の公民館と一緒の行事で尾瀬にバスハイクでいっていたのです。この時に、公民館行事としてやるので、その時バスを借りて、時間が今定められているような時間ではなくて、時間を超過して、朝の 5 時頃出発とか、夜出発とか、そういう運行形態で利用したことがあるんですけれども、今現在はそれができないということで、１日だけの利用ということで我々はそれをやめて、民間のバスを借りて、参加者から負担金を取るという形態を取っていたんですね。こういうやり方に付きましては、サークルとか、それからいろんな公民館として住民を連れていくという行事で、観光とは違ってバスハイクとして、健康のために山を歩くとか、そういう行事のためにこのバスを利用しました。それにあたっては、時間の制約があるということなどを踏まえて、先ほど説明にありましたけども、金沢市の方で民間バスを利用した場合、行事目的が生涯学習としての利用として合うのであれば補助金を出すという、その方向で考えていくのも１つの考え方かなと思いました。もうひとつは学校等が行事で利用する場合、各学校で困っていると思います。それについても生涯学習バスで間に合わない場合に民間のバスを借り受ける補助金を出すとかがよいと思います。

【石井委員長】
　以前、県の青年バスが一泊二日の青少年相談員キャンプなどに使っていたりしました。
　ただ、時が経ち、県のバスはなくなったという経緯があります。今のご意見も事務局にご参考にしていただきたいと思います。では、ほか、いかがでしょうか。

【委員】
　私の経験でいきますとコロナ前の利用が最後の記憶ですけど、その後、婦人会活動で、視察研修というのをまだ続けているようで、私はちょっと参加していなかったんですけど、コロナ前に参加したというのは、各地域で市の方で奨励しているお年寄りだけでやってる健康体操があり、うちの地区では青年館で体操をしているお年寄りのチームがあって、地域の子ども会がやはり子どもが減っていろんな行事がなかなかできないということを聞いていましたので、そのお年寄りの健康体操チームと地域の子ども会との合同で、夏休みに生涯学習バスをお借りして 一緒に交流を持とうと、江ノ島の水族館に行っていただきました。最後はそれで、その前に東日本大震災の被災地の旭市の方で、いろんな資料や仮設住宅を見せていただいて、そういうのを子ども会と一緒に行った年もあり、とても有意義に使わせていただいたと思います。お年寄りと子どもの交流もなかなかできないので、バスのおかげでとても助かりました。経費がたいへんかかるのが１番ネックと思うんですけども、できるだけ学習に相当しないようなものを除くような中身の精査は必要でしょうし、運営の方法として、運転手さんが委託であとは市の方で全部というやり方と、今まで許可していたバスの運用も、バス自体を全部廃止してなくしてしまって補助金制度みたいなので、こういう学習にはどのくらいの補助金を出しますよというやり方でどっちが結果的に安いのかということはわからないんですけど、財政面は心配になります。解決しようと思ったら申請をあげていただいて、これは助成にあたるかどうか審査してもらってから、では助成を出しましょうということでと思います。

【石井委員長】
　そうすると、方向性の例としては、制度の抜本的な変更に近いですか。

【委員】
　はい。

【石井委員長】
　ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

【委員】
　私もどういうニーズがあって、こういう団体にどういう貸し方をしているかというとこ

ろまで知っているわけではないので、一般的な見方になってしまいますけど、 まず、無料で、というものを行政が所管していくとなると、平等性をどう担保するかが多分１番大きな課題になって、 無料のものは誰でも使いたいわけですけれど、全体のニーズに応えることができないから、 結局使える範囲を決めざるを得ない。で、その使える範囲を決めちゃうと、使えない範囲に入っている所からクレームが出る。そういう難しさがあると思うのですね。なんであそこが借りられるのか。なんでうちに貸せないのか。みたいなところが出てくると、行政としては善意で貸していたとしても、それが悪意に取られてしまう可能性も出てくるだろうなと感じています。まして、1 台しかないとなると、かなりそのニーズに応える範囲は狭くなっていってしまう。そういった状況を考えると、私は将来的には廃止にした方がいいのではないかと思います。自分たちで使うものについては自分たちが工面するというのが主体的ではないかとは思います。ただ、これだけ利用頻度があるものをいきなり無しというのは、これもとても無理とは思うので、徐々に廃止の方向に向かって進めていくというのがいいと思いました。

【石井委員長】
　現状のところでは一部改正を積み重ねながら、将来的にはそちらの方向に持っていくというところでよろしいでしょうか。では、ほかはいかがでしょうか。

【委員】
　私は、現行制度の一部変更かなと思っていて、課題をひとつずつ解決できないかと思ってみたんですけど、使用団体の固定化傾向があるというのは、これは、ただ知らない団体が多くて使っていないだけで、知っている団体は無料だからありがたいと思って毎年利用しているかと思いました。周知をすれば、使う団体、使用団体も広がって、固定化はなくなるかと思います。そして次に無料の公共バスとしての目的が疑問を抱かざるを得ないということなのですが、利用する際に事前審査とかはないということですかね。

【小林副主幹】
　チェックと書類での審査はしております。

【委員】
　例えばそこで、短距離短時間で効率が悪い使用があるというのも、何時間以上で場所がどこかということで審査した上で利用してもらえれば、それは貸す側が改善できるんじゃないかなと思います。小中学校から増台についての要望ですが、これは、小中学校では使えないタイミングがあるということでしょうか。

【小林副主幹】
　規模の大きな学校でクラス数が多いところは 2 台では乗り切れない。小さな学校は全部乗り切れるので一緒に同じところに行ける、そこの不整合があるという意見もあり、だったらバスを増やしてみんなで行けるようにしてもらえませんかっという意見が出ているのだと思います。

【委員】
　現状規模の大きな学校はどう対応されていますか。

【小林副主幹】
　使っていないことが多いです。

【石井委員長】
　民間保育園からバスのあり方について意見が出ているというのもありましたが、これは使えなくなってしまったということですか。

【小林副主幹】
　保育園を公立から民営化した時に、一応規定で公のバスとしてあるので、今まで、例えば 公立の保育所が変わって、民間になったらバスが使えなくなるということがあります。

【委員】
　「将来的に車体の更新に費用がかかる」というのは、多分、導入した時点でも、その車体の更新があるのはわかったかと思うんですけど、その当時よりも物価とかの高騰で予想よりも十分かかるみたいなイメージでしょうか。

【小林副主幹】
　はい、そうです。

【委員】
　一部改正、一部変更の提案のふたつあって、ひとつがその利用する際の審査をもう少しきめ細やかにする。そうすれば、自分が使えなかった時に、例えばさっきおっしゃっていた、なんで使えないんだと思うようにはならないと。他の団体さんに優先度が高かったのだなって、その審査の時点で思ってもらえるかなっていうのと、もう 1 つが、利用料を徴収してもいいんじゃないかとちょっと思ったので。で、この利用料を徴収すると、じゃあ行かないよとなる団体が出てきてしまうかなとは思ったんですけど、そしたら、それまで

だったのかなと。ちょっと冷たい言い方かもしれないんですけど、利用料を払ってでも学習の機会、交流の機会を用意したいという団体さんたちは、審査を経て使いますってなったら、それ以降も使っていただいて、いやお金払うことじゃなかったねという団体さんには、元々、バスの目的から疑問を抱かざるを得ないというのに該当していたのではないかなという感じもするので。すぐにはできないかもしれないのですけど、そんな感じで、市の負担を浮かせつつ、ただ、まだこういう機会があるから、こういうバスがあるから、こういう機会を得ている、という段階ではないかと思うので、一応制度の一部改正、変更してからというようなのが私の意見です。

【石井委員長】
　はい、ありがとうございます。事務局、利用料について営業ナンバーなどの関係で精査の必要があるかと思うのですけど。

【小林副主幹】
　はい。一応、白いナンバーと緑のナンバーというのがありまして、白いナンバーは自家用車で料金は取れないことになって、生涯学習バスは白ナンバーでして、利用料は取れない状況です。観光バスは緑のナンバーです。運輸局というところに聞きに行ったことがあるのですけれども、やはり料金は難しい状況にあるということでした。

【石井委員長】
　ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

【委員】
　最初に確認したいのが、これ、管財課のも含めて、このバスの運用について、なんかパブリックコメントみたいな取った経緯ってあるのでしょうか。

【小林副主幹】
　それはございません。

【委員】
　やっぱり知られてないからっていうこともあるということなので、1度ここは1回 公にしてどうでしょうっていうのは出してみるのはいいのじゃないかなと感じたところで、この多額というのが一体どのぐらいなのかがちょっとピンとこないので、100万、200万なのか、1000万、2000万なのかがピンと来ないので答えようがないんですが。あとは、結論から言うと、私の方はもう抜本的に変えた方が早いのかなっていう気がしてまして。
　一体、このバスがあってよかったなっていうことが何かあったのかとか、これがなくな

った時に、誰がどういうことを言って、どういうことが起こるのかっていうのが、ちょっと私の想像力ではあまり今出せないものですから、 ちょっとパブリックコメントを通じて、一旦再開に向けて一回止めてみる。そうしてみて、どのぐらいの費用がそれによって浮いて、この費用があるんだったらこういうことができるよね、この費用があるんだったら、もう１回これバスをちゃんと買うっていうか用意した方がいいよねというところをもう１回、時代によってどんどん、どんどんいろんな料金も変わっていくし、 バスの運転手も足らないっていう世の中にもなっていますし、ちょっとその辺のところは、1 度思い切ってそういうことをやってみるのがスッキリするというか、わかりやすいのではないかなというのが私の考えです。

【石井委員長】
　ありがとうございました。皆さんの方から１回ずつご発言をいただきましたけど、改めてこういった点、事務局の方に聞いてみたい、こういうような意見があるとかいう方がいらっしゃいましたらご発言いただければと思いますけど、いかがでしょうか。
　先ほどの、よく利用内容が分からなかったというご意見もありましたが、それは、バスそのものがわからなかったということでしょうか。

【委員】
　はい、そうですよね。利用されている方がどういう経緯をたどってそれをお借りしているのか分かりませんでした。

【石井委員長】
　それは、いわゆる利用規定といったあたりですかね。では、その範囲の利用規定、この一覧表などにもありますけど、こうやって生涯学習バスを運行していますという利用規定の部分を端的にお願いします。

【小林副主幹】
　公的利用と社会教育団体、 子ども会とか婦人会とか地域のグループとか、あと公民館のサークルとか、そういうところが主な利用の範囲になっています。

【布施副課長】
　補足ですが、利用のルール、規則がありますが、大きなテーマになるのが、制度の根本的な部分ですけども、生涯学習バスという制度そのものについてです。 ご存知の通り、生涯学習は非常に広い概念で、1990 年に生涯学習推進法ができた時に、あらゆる活動に学びの要素があるとして、当時、国が生涯学習を進めたのですね。それから数年遅れてこちらのバスが生涯学習バスに制度を変更したのですけれども、 グループになって、例えば

ハイキングに行くのも生涯学習です。グループでスポーツ あるいは文化観劇等に行くのも学びです。あらゆる、そういう学習活動を奨励するという観点で運行しているのが現在の生涯学習バスです。

ここに実は大変な根本的な課題がありまして、例えば公民館のように様々な活動に使っていただく施設を市内各地域に、ある程度の数を担保できるように設けて提供する、 このスタイルだと公平性などがそれなりに担保できるんですけれども、ご存知のように、定数が 40 ないし 50 人程度の、しかも 2 台という極めて限られた資源、それをかなり広範囲の活動目的に供用すると、もうこの時点で現実的な面でのそもそもの差異が発生しているという状況があります。

現在お配りしているのが利用案内ですけれど、ご覧いただくと、ほぼ具体的にこういう活動には使えませんといった細かな定めはないんですね。なので、かなり広く使っていただける、ここに 1 つの課題が発生しているという状況です。先ほど精査の必要があるのではというお話もありましたが、実はこの精査が非常に難しいのです。例えば、遊園地に行くのも、ある意味遊園地も生涯学習とされているところもありますので、遊園地は学びじゃないのかと言われると、やはりそこも制限をしかねる部分があります。そういった状況があるというのが現在です。

あと、先ほど昭和 50 年代からという話でバスのお話しをしてきたんですけども、バスの運行自体はかなり古くからありまして、資料で見ると、もう昭和 39 年の段階ではバスを使った公民館事業が行われていました。現在の生涯学習バスとは異なりますけれども、バスの事業はかなり前から行われていた記録がございます。

あと、経費の面が今出ましたので、一緒にお答えしてよろしいですか。現在、バスの関係費としまして年間約 1470 万円ほどです。バス 1 台は市の所有ですが、もう 1 台はリースで、リース代も今の 1470 万に含まれております。2 台分でドライバーの運行経費も含めてです。ちなみにバスの更新はグレードにもよりますが、安くても 1 台 5000 万程度はかかる見込みです。耐用年数も状況によって異なりますけれども、大体 15 年から 20 年ぐらいが一般的に言われているところです。

【石井委員長】

ありがとうございました。よろしいですか。

【委員】

はい、よくわかりました。

【委員長】

生涯学習って名乗ってるとなんでもありっていうことになっちゃいますからね。福祉もあり経済もあり農業もあり、というところで、それを教育委員会が所管していて余計分か

りにくいというようなことも出てきています。他の委員、いかがでしょうか。

【委員】
　何でもありというのは、言い換えれば、全て学びに繋がるっていうことだと思うんですけど、この課題のうちの、一般団体の使用自体にこのバスを使うことの疑問が多いというのは、これはその中でも学びとは言えないじゃないかというような使い方があったということでしょうか。 そこをはっきりさせれば審査ってできないのかな、できるのじゃないかなって思いますが。

【石井委員長】
　事務局いかがですか。

【布施副課長】
　非常に難しい状況です。現行の手続きに使用申請書がありまして、そこにおおよその行程と利用人数、それと使用目的が書かれます。使用目的も１行ぐらい、ごく短いものなんですけれども、それを見ますと、例えば自然観察、自然に学ぶ、あるいは歴史に学ぶなどが書いてあって、行き先がハイキングであったり道の駅の見学であったりということですね。こちらについても精査が非常に難しい、例えば道の駅も、委員長もおっしゃいましたけども、産業奨励、経済振興という観点で今やはり重要な施設になっているので、そこに行くこと自体が果たして学びでないと言い切れるか、その辺りが悩ましいというところでありまして、現状では厳密にここからここがいい、ここからここはダメといったような判断をしかねているというのが正直なところでございます。

【委員長】
　ありがとうございました。この話、かなり時間が許す限り、と言っても何時間あっても足らないところがありますが、今日の協議に他にも大事なものがございますので、今日、この会議として結論をまとめるということはしなくてもということで、各委員さんからそれぞれお考えを伺い、第１回目と２回目での意見を残して今後に持っていっていただきたいと思いますので、今日はこの問題についてはこれで閉じさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。
　では、続きまして、協議の２番目、公民館と社会教育関係施設の今後のあり方について、利用料金について事務局から説明お願いします。

【小林副主幹】
　公民館と社会教育施設の今後のあり方ということで、その中で、社会教育施設にもいろんな施設があるわけなのですが、その中で、今回は 公民館の利用料金ということに焦点を当

て、ご議論いただければと思っております。資料の７ページからです。

（以下資料に沿って説明）

【小林副主幹】
　資料は以上です。こちらは、バスのようにゴールを決めて議論していくというものではなくて、入口の議論ですので、お金を取る、取らないというところまで今日は踏み込まなくてもいいかと思いますが、それぞれお考えとか思い、どういう方向に進んでいったらいいか、その辺のご示唆を少しいただいて、次のステップに進めるような議論ができればいいと思っております。以上です。

【石井委員長】
　説明ありがとうございました。市全体で公共施設の利用料を見直す方針というような書き出しが最初にございます。多分、市の進め方としては、短期、中期、長期計画、おおむねこの３つぐらいで、今提示されたものは、多分中期計画あたり、３年から５年ぐらいを想定したスパンの計画が表に出てきたのかなと推察をするんですけれども、そういった中での公民館、今まで半世紀以上にわたって君津市は無料で利用させていただいていたわけで、大きな転換点として、我々社会教育委員としても非常に重要な問題を提示されたと考えます。事前の資料配布が残念ながらなかったものですから、 まず皆さんそのあたりを一読していただいて。ただ、事務局からも説明があったとおり今日結論ではなくて、導入部分ということですので、それを踏まえてご意見、ご質問等伺えることができればと考えます。
　そして、公共施設の利用料の見直しということで、我々が所管する中で、久留里城資料館、これは今入館料無料ですが、この辺もこの中に入ってきますよね。この点はどうですか。

【小林副主幹】
　公共施設使用料の見直しの方針が市から出ておりまして、それに沿ってあらゆるもので取る、取らないは別として、検討を進めなさいという指示は一応出ておりますので、
その部分には、久留里城も含め、スポーツ広場とかも含まれますが、そのあり方について、それぞれ個々でという状況です。

【石井委員長】
　我々が所管する部分としては、公民館と久留里城址資料館、スポーツ広場でよろしいですか。

【小林副主幹】
はい。

【石井委員長】
その３つあるということですが、今具体的に出てきているのは公民館のことです。
ただ、その３つも念頭に置きつつ、いずれにしましても、資料の公民館の部分についてということですので、それを踏まえて皆さんから主に意見というよりもご質問の方が多いかと思いますけど、お聞かせをいただければと思います。何しろたった今伺った内容ですので、その辺、どんなことでも結構でございます。

【委員】
目的使用と目的外使用の区分けて、どんな例があるんですか。どういう団体の目的が一緒だとか。

【小林】
企業の会議とかがあります。

【石井委員長】
民間企業の採用試験とか社員研修、そういったところも使いますよね。あるいは、その政治団体が会合を開く時には有料で貸会議室を使う、そういった部分も有料になりますよね。結構広範囲あります。有料使用がどのくらいあるか数字などはありますか。

【平野所長】
申し訳ありません。後ほどあらためてお調べします。

【石井委員長】
ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】
そういう人にどんどん利用していただければ収益が上がるという考えもあるのではないでしょうか。

【石井委員長】
そういう考えもあるかもしれませんね。

【委員】
無料のために他市から来ているっていう傾向って何か見えているところはありますか。本当だったら木更津でやった方が近いのだけど、君津だったら無料だから君津でやろうみたいな流れがどのぐらいあるのか。

【布施副課長】
　数値的には今具体的なものがないのですが、その前に、目的外と目的使用の区別ですけれども、簡単に申し上げると、君津市民が主体となって組織する自主的な学習活動がいわゆる目的内です。例えばダンスがあったりスポーツのクラブがあったり色々あるんですけども、市民が自主的に組織する学習、文化活動等は基本的に無料となっています。目的外というのは、先ほど説明にありましたように、例えば民間企業の社内研修とかですね。公民館は本来目的に市民の学習文化活動を奨励するという観点で運営をしているので、その使用に支障がない範囲で目的外の使用も認め、そちらについては料金を徴収するという形になっております。さらに、市外団体の場合は 50 パーセント加算という形になっているので、そういう団体にたくさん使ってもらえばある程度収益は上がるんじゃないかと、確かにそうなんですけど、そうすると、本来目的の使える分量が圧迫されていくという状況も考えられます。それと、ご質問にあった、無料であるがゆえに他市からの流動とかがどのぐらいあるかという点ですが、その辺りの具体的な調査というのはしていないのですけれども、近隣市との隣接区域もありますので、例えばここはすぐ木更津の畑沢とかが近いですので、グループの中に畑沢の方が混じっているなど、それは拒否するということはございません。逆のパターンもあろうかと思いますので。今のところ君津が無料だからそこを狙ってくるといったような状況で課題になっているという点は把握してないというのが実情です。具体的な数値のデータがなく申し訳ないですが、一応そういう状況です。

【石井委員長】
　無料は今少数派になってきていますよね。 その辺、具体的な数字などはありますか。

【布施副課長】
　具体的な数値、最新の数値で県内の公民館の無料の割合というのは申し訳ありません、手元にはないんですけれども、近隣４市で比較しても、今原則無料で運営しているのは君津のみになっております。県内ではやはり有料の方が多くなっているのは間違いないところです。ただ、例えば千葉市とかは現在も無料で運営をしています。

【石井委員長】
　他に皆さんいかがですか。

【委員】
　「おらがわ」って呼ばれている地域拠点施設。あそこは、私が聞いた限りでは富津市のサークルが利用しています。で、サークルでも、会員を募集するのかしないのかっていうところも、その方々のチームは新規の募集はしません、自分たちだけでするって、そういうダンスサークルなのですけど、みんながやきもきしているのですけど。それでダンスの

場合は床が結構、ヒールを履いてくるくるやるので、荒れるんじゃないかと、よその地域の人が来て荒らしているみたいな目で見ている人もいるのですけど、それがひとつあります。

【石井委員長】
　ありがとうございます。他、皆さんいかがですか。

【委員】
　君津以外の 3 市が原則有料になったのが元々そうだったのかちょっとわからないのですけど、その背景というか経緯とかはなんだかわかりますか。どうしてこう、無料だったのを有料にしようってなって、例えば人件費とか建物の管理とかなんか、そういう有料にした背景をちょっと聞けたらなと。

【石井委員長】
　事務局、わかる範囲内でいかがでしょうか。

【布施副課長】
　比較的最近、これまで無料だったところが有料に変わった例が木更津市さんになりますね。30 年度でしたか、変わっております。その背景は、私も不正確なので無責任に申し上げられないのですけれども、聞いているところによりますと、利用される方とされない方の間の公平感の問題や、やはり維持経費の問題の辺りは大きいと伺っております。

【石井委員長】
　ありがとうございます。ほかはいかがですか。

【委員】
　利用する人としない人の間の公平性っていうのは、利用してない人は使っている人がずるいって思うようなことでしょうか。

【布施副課長】
　いま、委員がおっしゃったように、直接使っている方と直接使わない方の間の不公平感は確かにありますね。 ただ、もうひとつですね、これは非常に考えとして難しいことなのですが、教育機関、公共教育機関という観点なのです。これは、いわゆる一般の貸し施設と違いまして、公民館を使うことによって様々な地域活動に結びついていくという狙いが元々公民館の設置理念にありまして、そうすると、実は公民館で活動している人たちが活発にいろんな学習、文化活動を行うことによって、直接公民館には来られない人にもそ

の好影響が伝わっていくという、これは非常に理想的というか理念的なものなので、じゃあ現実はどうかというと、また課題はあるんですけれども、そういった観点がありまして、各地の公民館で無料のところは大体その理念が発足当時にあったというのはあります。

ただ、時代の移り変わりの中でその辺りの意味合いがだんだん薄まっていったのか、使っている方々の意識の変化があったのか、社会情勢の変化があったのか、その辺りはいろいろあろうかとは思うんですけれども、公教育の観点として料金徴収はどうかという議論が一方ではあったというのは事実としてあります。その辺りもあり、君津では、やはり教育の機会均等ということで、なるべく分け隔てなく、どんな経済状況にある方でも公民館が使えるようにというような経緯があった、これも事実ですね。ただ一方では、現在では、使っている人と使ってない人の間でやはり心理的な形での差異があるのは間違いないという状況です。

【石井委員長】

ありがとうございます。他にございましたら。はい、お願いします。

【委員】

木更津、袖ケ浦、富津のみならず、全国的にも有料の公民館が増えてきている中で、君津市が無料でやってきたっていうのには多分に思いがあるんだっていう風に私は理解をしていて、無料にしてきたっていう心意気を大事にするのか、やっぱり有料化していくのかっていうところの天秤なんじゃないかなっていう風に思っていて、多分心意気としては、無料でやりたいっていうのが君津市なんじゃないかっていう風に思っています。

それで、どうして無料で来られたかっていうと、私は、他市出身なので、こっちに来てみると、やっぱり地域で公民館を盛り立てていくんだっていうか、そういう意識がすごく君津の人たちは強いなっていう感じがあって、それはやっぱり無料である所以だろうっていう風に感じているのですね。で、生涯学習バスとかは、もうずっと前から有料化しようかとかはあったのですけど、公民館は多分今回初めてに近い話じゃないかと思うと、守ってきたものがあるのだろうなって思うんですよね。でも、それを有料化にすることも視野に入れ始めたっていうのは、何が起きたのだろうっていう感じで。不平等性みたいなものって多分昔からちょっとあったと思うのですよ、声としては。で、ここに来てこれを出すっていうのは何かあったのではと、ちょっと思っちゃったんですけど、なんかあります。

【石井委員長】

いかがでしょうか。

【布施副課長】
　素朴に、公民館狙い撃ちということではなく、先ほど申し上げた通り、市全体でいわゆる公共施設の受益者負担という大きな方針がございまして、やはりこれは当然、経済情勢、財政状況もありますし、あと人口減が今すごく進んでいます。 昭和 40 年代は 15 万人都市構想していたのですけれども、残念ながら現在は 8 万人を切るか切らないかといった状況になっている中で、今後の公共施設全般の維持管理にやはり相応の経費がかかっていく、そこを勘案しての総合的な方針というものでなっているというのがひとつありますので、公民館ピンポイントということではありません。
　あと、先ほど有料使用についての数字のご質問がありましたが、ここの公民館と他の公民館の立地条件が違いますので、おそらく市内で有料の使用が一番多いのがここだと思うんですね。で、ここのデータのみで今申し上げますと、団体等で使われる方の総数が、令和 5 年度になるのですけども、トータルで約 4800 件ぐらい、そのうちの約 300 件ぐらいが有料で使っている状況です。

【石井委員長】
　他に何かありますでしょうか。それでは、何しろ今日が第 1 回目のこの話ということですので、冒頭事務局からありましたとおり、市全体で公共施設の利用料を見直す方針だということですので、この問題は 次回以降のこの会議で引き続き発議される問題かと思いますので、皆さんも今日事務局から提出されました資料を参考にしていただいて、また、それぞれご自身の近くにある公民館等に立ち返っていただいて、改めて利用の状況等お調べいただくこと、または、それぞれのチームに参加して、その参加した皆さんがどういう風な考え方を持っているかということも含めてですね、ちょっとリサーチとしていただければありがたいと考えております。
　別段、今日この件について結論を出すということを言われておりませんので、初めての問題提起された中で、それぞれ皆さん方の今現時点での思ってらっしゃるご意見、ご質問等を伺わせていただきました。ありがとうございました。
　では、この問題は、これでよろしいでしょうか。
　それでは２番目の公民館の開館時間について、事務局から説明をお願いします。

【小林副主幹】
　（資料説明）

【小林副主幹】
　検討にあたっては、この社会教育委員会議、公民館運営審議会、利用者等と意見交換を行い方向性を定めていければと思っています。こちらの方も、今日は入口ですので、それぞれ思うことを少しお話いただければと思います。以上です。

【石井委員長】
説明ありがとうございました。この公民館の開館時間についても初見で重要な課題であるということでございます。今説明がございましたが、皆さんそれぞれ何かご質問等があれば伺いたいと思いますけども、いかがでしょう。
各市ともそれぞれまちまちの時間 設定、特に終わる時間、閉館の時間が違いますね。
開館の時間は同じですけども。休館日が月曜日のところと休館日がなしですね。これ、事務局の方としては、現在午前9時から午後の10時までということなのですけど、これを他市のように時間を若干短くしたいという流れの中でのご提示ですか。

【塚越課長】
そうですね、 先ほどの利用料金も含めてなんですけど、今後の公民館のあり方を検討する中で、やはり開館時間ですが、本当に館によって結構状況は違うのですが、やはり、例えば夜予定が入ってないんですけど人を配置するっていうことでお願いしてる場合もやっぱり何日かありますし、9時以降、皆さん帰っちゃっても人がいなきゃいけないっていう状況もあるのでこういったところですね、完全に短くするかどうかっていうのはこれからの協議にはなるんですけども、そういったことも考えたいということで、今、先ほどもありましたけども、実際9時以降も使っているサークルさんもあるということで、無理に短くというところもできない難しい面もあると思うので、その辺りをどうするかっていうことを探っていきたいというところが問題になります。

【石井委員長】
わかりました。あと、土日だとか夜間だとかの管理運営体制はどういった職種の方が残ってやってらっしゃるのか、あるいは一部外部委託等あるのか、その辺わかりましたらご説明いただけますか。

【平野所長】
夜間と土日には会計年度任用職員にお願いしています。夜間は2人が交互に行っていただいています。17時から22時までの時間です。

【平野所長】
当館の状況になります。当館とあと清和については会計年度任用職員という形でやっておりますが、 それ以外の館につきましては、夜間につきましてはシルバー人材センターに委託をして管理をしていただいて、土日につきましても同様で、シルバー人材センターの方に委託をして管理の方をお願いしているという状況です。

【石井委員長】
他市もだいたいシルバー人材センターへの委託でしょうか。

【平野所長】
申し訳ありません。他市の状況は確認しないとわかりません。

【石井委員長】
今、会計年度任用職員って、中央公民館は何人いらっしゃいますか。

【平野所長】
用務員が3人と事務員が3人。夜間の管理の事務員さんが2人で、土日の管理をお願いしている事務員さんが2人、2人と言っても、2人両方とも出るわけではなく、土曜、日曜の担当みたいな形で、それで回していくような形ですので、1日1人ずつぐらいというような状況です。

【石井委員長】
二人体制だとじゃあ月に2回から3回とか回ってくるわけですよね。

【平野所長】
そうです。月によって、土曜の人、日曜の人とあり、次の月になりますと逆になるという形で運用しております。

【石井委員長】
土日の職員さんは、それ以外は出てきてないのでしょうか。

【平野所長】
基本的に、日曜日は職員が当番で出てきている形にはしております。

【委員長】
それは中央と清和公民館でしょうか。

【平野所長】
中央だけだと思います。

【石井委員長】

なかなか複雑で職員のみなさんの負担も大きいのではないでしょうか。

【平野所長】

その週の金曜日に代休をとる形にしておりますが、なかなか難しいところもあります。

しかし、中央は利用団体が多いのと、イベントなどもありますので、正規職員も含めた管理体制をとらないと利用者に迷惑がかかるといけないので、そのようにしております。

【石井委員長】

それゆえ、中央公民館のみなさん、かなり大変な任務をこなしてらっしゃるということは、今お話伺っただけでも推察できますよね。 大変お疲れ様でございますとしか言いませんけれども、その点は今後もちょっと改善の余地があるのかもしれませんね。その部分については。今の状況は決していいとは思わないところもありますよね。そういった点も踏まえて、皆さん、いかがですか。開館時間を少し短縮したいということですが。

【委員】

あの、時間の短縮も含めてなんですけど、今、流れの中で、こういう公民館を民間委託したらどうかっていう流れのところが出てきていると思うのです。君津にあるとは限らないのですけども、あるところで聞いたことがあるんですけれども、その辺の流れの中で、逆に時間を短く、それが悪いということじゃないんですけども、短くすることによって突っ込まれて民間委託すればもう少し長くやれんじゃないかと、そういう考え方が、意見が出てくるはずなのですね。その辺ちょっとどう考えていいか。

【石井委員長】

話はかなり突っ込んでまいりまして、当然、その有料の次には何が来るかというと、今委員が言われたように、外部委託だとかというようなところに、大体他の市町村を見ても、流れはそういった流れで方向性が決まっていくというようなところもありますけれども、その辺は、事務局、今言える範囲内で結構ですので、どうですか。

【布施副課長】

民間委託で直接的に時間短縮等が絡んでというのは、私の知っている範囲で、今情報として持っていないところで申し訳ございませんが、 やはり民間委託そもそもの発想が経費節減というのが大きく絡んでいますので、その観点で、各自治体で民間委託ないし指定管理の方向で公民館だけでなく、例えば図書館、博物館も含めて社会教育施設が民間委託化の方向に進んでいる実情はあります。その中で、それまで提供していた業務が大きく変わったということで結構マスコミとかでも取り上げられたんですけれども、例えば図書館については、佐賀県の武雄市の図書館が図書関連の会社が指定管理になって、それが結構大手コーヒーショップが入って、華々しく賑やかになってというのが取り上げられた時も

あったんですが、その後やはり色々、地域に元々あった図書館のあり方と、指定管理に移行してからその方針が大きく変わって、それらが必ずしもいい方向だけでなく、時によっては地域の方が望まない方向に移って、それで大きな議論になったという事例もいくつかあります。 また、公民館、指定管理したんだけれどももう１回直営に戻すといったような状況もありますので、その辺りですね、どっちがいいかとか経費がどうなのかということは、一面で捉えれば利点はすぐ出てくるとは思うんですけれども、なかなかその辺り、一長一短両面があるという状況にあるかと思います。ちょっと直接的なお答えになってなくて申し訳ないんですけども。現在、君津では、直接的に社会教育機関についての民間委託、指定管理等への移行の意思はありません。それは、社会教育施設の基本計画にも直営で運営していくというのがまとめられているところです。

【石井委員長】
　委員、よろしいですか。はい。他のみなさんいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】
　午前、午後、夜間で、夜間が減っているってありましたけど、それぞれの時間帯に使われているのは主にこういうサークルが多いとか、そういうデータというのはありますか。

【石井委員長】
　事務局いかがですか。夜でないと利用できないような団体の皆さんなんですか。

【小林副主幹】
　ちょっとデータは持ち合わせてないんですが、夜間利用は、ＰＴＡのグループですとか、あるいは例えばダンスのグループとか、働いている方が夜しか利用できませんので、そういうグループが多いですかね。今出したところだけではないんですけど、いろんなグループがあるので一例をあげるとですが。

【委員】
　高齢化ということを考えると、無責任に言えないんですけど、朝７時から使えたら、 たくさん使う人が実はいたりするのではないかって想像しちゃうのですけど。

【石井委員長】
　いずれにしても利用時間ですからね。今までそういうことを聞く機会もなかったでしょうけれど。

【柴田社会教育主事】

一点補足です。開館時間は昭和５５年に見直された経緯があり、その際は時間を延ばす。今の状況に延ばすという整理がされていました。理由は昭和５５年ですから、働く人たちが増えて、働く人たちの学ぶ時間をどのように作るかという点がありました。開館当時の君津市公民館規則だと、開館当時、開館時間は原則午前８時３０分から午後５時に閉館する。夜間使用の場合は午後１０時までとする。原則は夕方５時まで、会合などで夜使いたいという場合には１０時まで臨機応変に開けていたということがうかがえます。その後月曜日から土曜日まで夜１０時までとされたという経緯です。

【委員】
これはかけこみ寺的な発想が必要と言えば必ず空いていなければいけないと思いますが、その日に使う予約がなければ、閉めるということがあってもいい気はします。少しはずれますが、規約で使用禁止、出入り禁止になった団体などはありますか。

【石井委員長】
使用したような団体はいままでありますか。

【布施副課長】
特定の団体に対する連続的な出入り禁止になったということは、少なくとも私の記憶の範囲ではないです。

【石井委員長】
個人はありますか。

【布施副課長】
個人もないです。もちろん周りに迷惑をかけている時に注意するなどはあります。

【石井委員長】
わかりました。そろそろ時間ですのでこの協議はまた次回にするとして、最後に課長から今までの件で何かありますか。

【塚越課長】
ありがとうございました。本日料金と開館時間について資料が当日になってしまい、たいへん申し訳ありませんでした。こちらとしてはかなり公民館について重要な方向性になるので、今日がはじめということで、次回以降資料を整えて、いろいろな情報をご提供できるようにしてまいります。ある程度長くかかることもあるでしょうが、今後の協議も引き続きよろしくお願いいたします。

【石井委員長】
　ありがとうございました。本日非常に大事な提示がございました。そこで、本会議の形態以外にも、たとえば協議会など、それは報酬等を気にしない形で結構でございますので、この問題は一度や二度では結論の出ない問題だと思いますので、そういった機会も活用して委員の皆さんとの話を煮詰めていくことがかれれば非常にいいのかなと思います。委員の皆さんいかがですか。はい。よろしいということですので、また、協議会開催等も進めていただければと思います。では以上をもって進行を事務局にお返しします。

５．その他
　事務局から事務連絡

【布施副課長】
それでは以上をもちまして本日の社会教育委員会議は終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。